

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する指導検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対して実施する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び関係法令等（以下「法令等」という。）を遵守させるための助言、指導その他の援助並びに法第14条第1項、第38条第1項及び第50条第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の17第1項の規定に基づく検査（以下「指導検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、法令等に照らし、市が定める指導検査に係る基準、評価事項等（以下「指導検査基準」という。）に対する適合状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、特定教育・保育施設等の適正な運営、保育の質の確保及び利用者支援の向上を図り、もって市における児童福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(指導検査の基本方針)

第3条 指導検査は、法令等及び指導検査基準を基本に、指導検査に関する国の通知、指導検査実績等を勘案し、重点的かつ効果的に実施するものとする。

2 指導検査は、形式的、画一的にならないよう留意し、特定教育・保育施設等に対し適正かつ自律的な運営を促すため、問題の発生原因及び是正策に関して、具体的な助言及び指導を行うものとする。

3 指導検査の実施及び結果の対応に当たっては、必要に応じて東京都と市と十分な連携を図るものとする。

4 特定教育・保育施設等が法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くことにより、施設の経営等に重大な支障が認められ、かつ、是正措置を講ずるよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、市長は必要に応じて法令等に基づく処分を行うものとする。

(指導検査実施方針の策定等)

第4条 市長は、指導検査を適切に行うため、次の各号に掲げるものを定めるものとする。

(1) 指導検査の実施年度において重点的に指導検査を実施する項目その他当該年度に

における指導検査の実施方針（以下「指導検査実施方針」という。）

(2) 指導検査の実施の時期及び年間の計画表（以下「指導検査実施計画」という。）

(3) 指導検査基準

2 市長は、適正な指導検査を実施するため、指導検査実施方針、指導検査実施計画及び指導検査基準（以下これらを「指導検査実施方針等」という。）について、必要に応じて、指導検査の結果を踏まえた見直しを行うものとする。

（指導検査類型）

第5条 指導検査は、一般指導検査及び特別指導検査に分けて実施するものとする。

2 一般指導検査は、指導検査基準に基づく指導検査事項全体について実施するものとする。ただし、市長は、必要に応じて、あらかじめ指導検査の対象者に通知したうえで指導検査事項を限定して実施することができる。

3 特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、指導検査基準に基づく特定の指導検査事項について、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施するものとする。

(1) 指導検査の対象者の設置する施設（以下「指導検査施設」という。）の運営等について、法令等に違反し、又は不適切なサービスを提供していると疑うに足りる理由があるとき。

(2) 一般指導検査において指摘した事項の改善が認められないとき。

(3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

（調査回答書等の提出）

第6条 市長は、特定教育・保育施設等に対し、指導検査実施方針等を踏まえ、指導検査事項に係る調査回答書及び関係資料（以下「調査回答書等」という。）の提出を求めることができる。

（検査員）

第7条 指導検査に従事する職員（以下「検査員」という。）は、指導検査基準及び調査回答書等に基づき、分担して検査を実施するものとする。

2 検査員は、相互に緊密な連携を保つものとし、次条第3項及び第10条第2項に規定する班長が相互の関係を調整するものとする。

（一般指導検査の実施）

第8条 市長は、一般指導検査を実施する日のおおむね1月前までに、当該検査を行う旨を特定教育・保育施設等に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指導検査施設の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、一般指導検査の開始時までには当該検査を行う旨を特定教育・保育施設等に通知するものとする。
- 3 一般指導検査は、原則として立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。）別表第2の2に定める3級から5級までの職（以下「係長級以上の職」という。）にある者を班長とする職員2人以上で指導検査班を編成して行うものとする。
- 4 検査員は、一般指導検査終了後、検査員相互で調整を行ったうえで、特定教育・保育施設等に対し、別に定める実地検査指導事項票（以下「実地検査指導事項票」という。）を用いて検査結果を講評し、改善の必要な事項及び解決方法を口頭で指示するものとする。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等においては、現地での講評を行わず、後日行うことができる。
- 5 一般指導検査の実施に当たっては、必要に応じて、関係部課の職員又は指導検査施設に関係する者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

（一般指導検査後の措置）

第9条 市長は、一般指導検査の結果について、特定教育・保育施設等に対し、文書により通知するものとする。

- 2 前項の規定による結果の通知は、一般指導検査終了後速やかに行うものとする。
- 3 市長は、一般指導検査の結果、別表に定める評価区分においてB又はCであった項目について、特定教育・保育施設等に対し改善するよう勧告し、原則として30日以内に改善状況報告書（別記様式）を提出するように求め、その改善内容を確認する。
- 4 市長は、度重なる一般指導検査によっても、改善のための適切な処置がなされたことが確認できないときは、特別指導検査を実施するものとする。

（特別指導検査の実施）

第10条 市長は、特別指導検査を実施する日のおおむね1月前までに、当該検査を行う旨を特定教育・保育施設等に通知する。ただし、検査の目的及び効果を勘案し、必要があると認める場合は、特別指導検査の開始時に文書を提示すること等の方法により当該検査を行うことができるものとする。

- 2 特別指導検査は、原則として給与条例別表第2の2に定める4級及び5級の職（以下

「課長級以上の職」という。)にある者を班長とする職員3人以上で指導検査班を編成して行うこととし、課長級以上の職にある者を除く職員のうち1人以上は、係長級以上の職にある者とする。

3 検査員は、特別指導検査終了後、検査員相互で調整を行ったうえで、特定教育・保育施設等に対し、実地検査指導事項票を用いて検査結果を講評し、改善の必要な事項及び解決方法を口頭で指示するものとする。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等においては、現地での講評を行わず、後日行うことができる。

4 特別指導検査の実施に当たっては、必要に応じて、関係部課の職員又は指導検査施設に係る者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

第11条 市長は、特別指導検査の結果について、特定教育・保育施設等に対し、理由を付して文書により通知するものとする。

2 市長は、特別指導検査の結果、改善を要する事項について、特定教育・保育施設等に対し改善するよう勧告し、その措置の結果について、期限を定めて改善状況報告書を提出するように求めるものとする。

3 市長は、改善状況報告書の提出があったときは、その改善状況を確認するものとする。この場合において、なお改善の措置が十分でないとき、特別指導検査を継続して実施し、必要に応じ改善を勧告するものとする。

4 市長は、第2項の規定による勧告をした場合において改善状況報告書の提出がないとき、前項の規定による勧告によっても改善が認められないとき、又は改善の意思がないと認められるときは、あらかじめ特定教育・保育施設等に対し弁明の機会を付与し、期限を定めて改善を命ずるものとする。

5 市長は、前項に規定する期限を経過してもなお改善が認められないとき、又は改善の意思がないと認められるときは、あらかじめ特定教育・保育施設等に対し聴聞を行い、法第27条第1項若しくは第29条第1項の規定する確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するものとする。

(指導検査結果の提供)

第12条 指導検査の結果は、適宜集約し、関係機関に提供することができる。

2 指導検査結果のうち別表に定める文書指摘事項及び改善状況については、個人情報の

法令等により非開示とされる場合を除き、原則として市のホームページに掲載できるものとする。

(東京都との連携)

第13条 検査員は、指導検査の実施に当たっては、東京都との情報交換を密にし、十分な連携を図るものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第9条・第12条関係）

評価区分	指導形態	考え方
A	助言指導	法令等、関係通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための助言指導を行う。
B	口頭指導	1 法令等、関係通達等以外の法令又は通知に違反する場合は、原則として、口頭指導とする。 2 前項の規定にかかわらず、当該違反が、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由がなく改善を怠っている場合は、文書指摘とする。 3 法令等、関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、口頭指導とすることができる。
C	文書指摘	法令等、関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、文書指摘とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、口頭指導とすることができる。